



# 平生町お知らせ版

令和4年(2022年)4月22日

## 5月の新型コロナワクチンの個別接種について

健康保険課 保健班

12歳以上の個別接種について、5月は次の診療所で実施します。

### ◆個別接種を実施する診療所

診療所名	1日あたりの接種人数	予約の方法・受付時間
おきの内科 糖尿病クリニック	12人	【予約の方法】 来院時の予約のみ(電話予約は不可)  【受付時間】 ※木・日曜日は休診 午前9時~12時、午後2時~6時 (土曜日は午前9時~12時、午後2時~5時)
たけの子クリニック	6人~24人	【予約の方法】 来院時または電話  【受付時間】 ※日曜日は休診 来院時…診療時間内 電話…午前9時~12時、午後2時~6時 (土曜日は午前のみ)

※個別接種で使用するワクチンは、ファイザー社製です。

※接種を希望する人は、早めの予約をおすすめします。

※予約には接種券が必要です。お手元に接種券がない場合は保健センターまでお問い合わせください。

### ◆問合せ先

町保健センター (TEL: 56-7141)

回  
覧

## 新型コロナワクチンの集団接種について

健康保険課 保健班

町では、次のとおり追加（3回目）の集団接種を行いますので、接種を希望される人は予約をお願いします。

なお、使用するワクチンはファイザー社製です。

### ◆対象者

令和3年11月7日までに2回目の接種を受けた12歳以上の人

※15歳以下の方は、保護者が同伴してください。

16歳～17歳の方は、予診票に保護者の連絡先の記載があれば同伴は不要です。

### ◆日時

5月7日（土）

受付時間：午後1時～6時40分

※予約時間は20分単位です。

※予約した受付時間までは会場に入れませんので、必ず時間どおりにお越しください。

### ◆接種会場

町保健センター（平生町大字平生村178番地）

### ◆1日の接種予定人数

200人

### ◆予約開始

接種券がお手元に届き次第

### ◆予約方法

#### ・LINEで予約（24時間受付可）

次の二次元コードをスマートフォンで読み取ると、平生町のLINE公式アカウントにアクセスできます。



#### ・電話で予約（町新型コロナワクチン接種相談予約センター）

電話番号：0570-067-008

受付時間：【平日】午前9時～午後5時

【土・日曜日、祝日】午前10時～午後2時

### ◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

## 5歳～11歳のお子さんの新型コロナワクチン接種の日程について

健康保険課 保健班

町では、次の日程で集団接種を行いますので、接種を希望される人は予約をお願いします。

### ◆対象者

平成22年5月30日～平成29年5月29日に生まれた人

### ◆日時

1回目：5月28日（土）

2回目：6月18日（土）

### ◆受付時間

午前9時～12時、午後1時～3時

※予約時間は20分単位です。

※予約した受付時間までは会場に入ることにはできませんので、必ず時間どおりにお越しください。

### ◆接種会場

町保健センター（平生町大字平生村178番地）

### ◆予約期間

5月9日（月）午前9時～5月27日（金）午後5時

※詳しい予約方法は、個別のご案内をご確認ください。

### ◆令和4年5月30日以降に5歳に到達するお子さんの接種について

接種日程が決まり次第、接種券を発送する予定です。

### ◆令和4年度に12歳に到達するお子さんの接種について

#### ・1回目の接種当日までに12歳に到達した場合

成人用新型コロナワクチンで接種します。

12歳到達後に接種をご希望の場合は、町内の指定医療機関での個別接種になります。詳細は町ホームページでご確認ください。

接種券と予診票は、これまでにお届けしたものが引き続き使用できますので、大切に保管してください。

#### ・1回目は11歳、2回目は12歳で接種する場合

今回のご案内日程で接種が可能です。

ワクチンの種類・量は、5歳から11歳のものと同様です。

[次ページへつづく](#)

◆今後の接種日程について

ワクチンの供給状況で決定します。

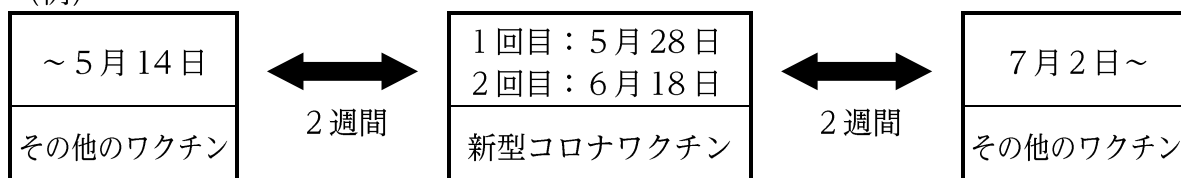
日程等が決まり次第、町ホームページやお知らせ版でお知らせします。

◆新型コロナワクチンとその他のワクチンとの接種間隔について

互いに片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。(同時接種はできません)

お子さんのワクチン接種のスケジュールをご確認ください。

(例)



◆参考情報

厚生労働省 新型コロナワクチンQ&A 小児接種 (5~11歳)

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/child/>



◆問合せ先

町保健センター (TEL : 56-7141)

## Jアラートの試験放送を行います

総務課 地域安全班

このたび、全国瞬時警報システム「Jアラート (J-ALERT)」を使用した防災行政無線による試験放送を行います。

これは、地震・津波や武力攻撃などの対処に時間的余裕のない事態の発生時に備え、全国的に行われる情報伝達訓練です。

### ◆試験放送の概要

#### • 実施日時

5月18日(水) 午前11時ごろ

#### • 放送内容

《《 上りチャイム 》》

↓

「これは、Jアラートのテストです」×3回

↓

《《 下りチャイム 》》

※町の防災メールに登録している人には、放送内容がメールで届きます。

※放送当日の気象状況等により、中止することがあります。

### ◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班 (TEL: 56-7111)

## 日本赤十字社 会費の募集にご協力を

町民福祉課 地域福祉班

日本赤十字社は、国内外を問わず、人間の命と健康、尊厳を守るために災害救護活動はもとより、地域での各種講習会や訓練など、さまざまな活動を積極的に展開しています。

このような活動は皆様から寄せられる会費によって支えられています。この機会に赤十字の趣旨をより一層ご理解いただき、会費募集の目標額を達成できますようご協力をお願いします。

なお、募集の取りまとめは、別途各自治会の行政協力員さんに依頼していますので、よろしくをお願いします。

また、あわせて法人会費の募集も行っていますので、企業・団体の皆様のご協力もよろしくをお願いします。

### ◆平生町の会費募集目標額

1,512,000 円

#### ◆【公職者の皆様へ】ご注意ください！

日本赤十字社法・定款では、会費協力者に対し、公職選挙法が厳格に適用されています。そのため、公職の候補者または公職の候補になろうとする人（公職にある人を含みます）については、会費納入の方法によっては公職選挙法に抵触する場合があります。

具体的には、日本赤十字社の会員になるための必要最低限の費用が「2,000 円」とされていますので、公職選挙法が適用される人は、2,000 円以外の金額で会費を納入すると「寄付行為」に該当することになります。（2,000 円未満のものや、2,000 円を超えた部分は寄付金とみなされます）

ご不明な点は、日本赤十字社山口県支部(TEL：083-922-0102)までお問合せください。

### ◆問合せ先

日本赤十字社山口県支部 平生町分区（町役場町民福祉課 地域福祉班内）

TEL：56-7113

**次回発行日は5月13日（金）です**